

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第 51 号

令和元年度における地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センターの不動産売却について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和元年 9 月 2 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

理事長 遠山 正彌

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札物件

大阪はびきの医療センター（以下「医療センター」という。）の次に掲げる不動産全てを 1 物件として入札する。

#### <土 地>

所 在 羽曳野市はびきの二丁目

地 番 290 番 7

地 目 宅地

地 積 633.00 m<sup>2</sup>

所 在 羽曳野市はびきの二丁目

地 番 290 番 8

地 目 宅地

地 積 1,771.39 m<sup>2</sup>

所 在 羽曳野市はびきの二丁目  
地 番 291 番 13  
地 目 宅地  
地 積 15.57 m<sup>2</sup>

<建 物> 主たる建物のみを記載

所 在 羽曳野市はびきの二丁目 290 番地 8  
家屋番号 290 番 8  
種 類 共同住宅  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建  
床 面 積 1 階 271.04 m<sup>2</sup>  
          2 階 271.04 m<sup>2</sup>  
          3 階 271.04 m<sup>2</sup>

その他、上記建物の附属建物を含む。物件の詳細は、令和元年度一般競争入札（不動産売却）実施要領及び物件明細による。

(2) 要領等

令和元年度一般競争入札（不動産売却）実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 最低売却価格 74,710,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 入札に参加する者（共有予定者を含む。）に必要な資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第 6 条第 1 項の規定による営業の許可を得てない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項に規定する破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

### 3 現地見学は、下記において行う。

(1) 日時：令和元年9月18日（水）午後2時から午後3時まで

(2) 場所：大阪府羽曳野市はびきの二丁目290番8（地番）外

#### (3) 注意事項

ア 現地見学を希望する者は、令和元年9月17日（火）までに、指定の現地見学参加申込書をE-mailにて提出すること。現地見学への参加は任意だが、参加しなかった場合でも、入札者は入札手続及び物件についてすべて承知した上で入札したものとして扱う。

※ 現地見学参加申込書提出E-mail：[shisetsu\\_tochi@ra.opho.jp](mailto:shisetsu_tochi@ra.opho.jp)

イ 改めての現地見学は行わない。

ウ 物件所在地の羽曳野市域において、大雨・暴風雪等警報が発令されている場合は、現地見学を延期する（開始2時間前時点で大雨・暴風雪等警報が発令されている場合は、参加希望を先に連絡していた者に別途開催日時を連絡するものとする）。

エ 物件についての質問は、後日、指定の質問書にて受け付けるものとし、当日現地での質問は受け付けない。

オ 現地見学の参加は、入札参加者1者につき3名以内とする。

カ 当日、現地及びその周辺での名刺交換やこれに類する行為を禁じる。

キ 現地見学には、電車・バス等の公共交通機関を利用すること。

### 4 入札保証金の納付

(1) 入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）に相当する金額を、医療センターが指定する口座に、金融機関等の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、代表者が納付するものとする。

- (2) 前項の金融機関等において納付時に受け取った振込書・領収証書等（金融機関等の領収印押印済みのもの）の写しを指定の入札保証金提出書の裏面に貼付し、入札関係書類として医療センターに提出するものとする。
- (3) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当できる。
- (4) 落札者以外の入札保証金は、開札終了後、必要な事務処理期間を経て速やかに、予め入札者が指定した金融機関等の口座へ振込により還付する。
- (5) 入札保証金には、利子を付さない。
- (6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、本公告2に定める入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明し、失格したときを含む）、入札保証金は還付しない。

## 5 入札方法

- (1) 入札は、指定の入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用封筒（白色）に入れた上で封印をし、指定の入札保証金提出書及び誓約書等とともに郵送用封筒（茶色）により、入札受付期間である令和元年10月7日（月）から同月23日（水）《必着》までに簡易書留で医療センター施設保全グループへ郵送すること。
- (2) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、併せて指定の様式により委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札の結果、落札者となった際に当該物件の所有を共有名義とする場合には、入札保証金提出書に当該物件の所有を希望する名義人全員の必要事項を記載しておくこと。

## 6 入札書

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人の印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑）を押印するものとする。
- (2) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 次の各号に該当する入札は、無効とする。
  - ア 入札金額が最低売却価格に達しない入札
  - イ 入札参加資格のない者（共有者を含む）がした入札又はその権限を証する書面を提出せずに代理人がした入札
  - ウ 指定の日時まで医療センター（15に記載の郵送先）に到着しなかった入札
  - エ 指定の入札書によらない入札
  - オ 入札保証金を納付していない者の入札
  - カ 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
  - キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
  - ク 入札者又はその代理人が一人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
  - ケ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
  - コ 入札書の記載内容が識別し難い入札
  - サ 入札金額を訂正した入札
  - シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
  - ス 入札に関する公告又は実施要領に違反した入札

## 7 開札日時及び場所

- (1) 開札は、令和元年10月24日(木)午前10時から、医療センター管理診療棟2階第1会議室において、契約事務取扱規程第9条第1項の規定により、入札者(代理人を含む。)立ち会いのもとに行う。
- (2) 入札者及びその代理人の立ち会いは任意とする。会場入場の際、本人であることの確認を行う。また、入札者及びその代理人以外の者は立ち会うことができない。

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、1(3)の最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する入札者(代理人を含む。)が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者(代理人を含む。)はくじ引きを辞退することができない。なお、開札会場に入札者(代理人を含む。)がいない場合は、医療センターが指定した者が当該入札者(代理人を含む。)に代わってくじを引き落札者を決定する。

## 9 開札結果

- (1) 開札結果は、速やかに医療センターホームページ及び大阪府立病院機構ホームページで公表する。
- (2) 入札の公平性・透明性の確保のため、入札内容(落札者及び入札者(共有名義の場合は共有者を含む)の氏名又は法人名、落札金額及び入札金額)をホームページで公表する。入札者はこれを了承の上で入札すること。

## 10 入札保証金の還付

- (1) 落札者以外の入札保証金は、開札終了後、必要な事務処理期間を経て、速やかに還付する。
- (2) 還付は、入札保証金提出書において予め入札者が指定した金融機関等の口座への振込みによる。
- (3) 落札者が契約を締結しないとき（落札後、2に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は医療センターに帰属する。

## 11 落札後

- (1) 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできない。
- (2) 落札者（共有者を含む。）が個人の場合は住民票を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）及び納税証明書を、落札後速やかに提出すること。
- (3) 落札者（共有者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者ではないことを確認するため、医療センターは、落札者から提出のあった住民票、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供することがある。

## 12 売買契約

- (1) 落札者は、医療センターとの間において、1（1）に記載する物件に係る売買契約を締結する。
- (2) 医療センターと落札者は、令和元年11月12日（火）から同月22日（金）までの間に、医療センター施設保全グループにおいて、別掲の不動産売買契約書(案)により売買契約を締結する。

- (3) 落札者は、契約締結と同時に、医療センターが発行する請求書により、売買代金の全額を納付しなければならない。
- (4) 売買代金は、入札金額のうち、建物の金額に消費税及び地方消費税（1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札金額に加算した額とする。
- (5) 入札保証金は売買代金に充当することができる。
- (6) 落札者が入札保証金を売買代金に充当しない場合、落札者の入札保証金は、売買代金の完納確認後、10の方法により還付する。

### 13 所有権移転

- (1) 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。
- (2) 物件は、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとする。
- (3) 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。
- (4) 落札した物件の所有権移転の登記手続きは、医療センターの指定する司法書士が行い、それに要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。

### 14 その他

- (1) 入札希望者は、本公告、実施要領、物件明細、契約書(案)等の各条項及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。
- (2) 入札、入札保証金の納付及び売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- (3) 入札者は、本公告のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

15 問い合わせ先

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター 施設保全グループ

〒583-8588 羽曳野市はびきの三丁目7番1号

電話072-957-2121（代表）

平日 午前9時30分～午後5時（日曜日、土曜日及び祝日を除く）